



三重県公報

平成29年7月14日（金）

第 2920 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-1（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
6	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	3
病 院 事 業 庁 管 理 規 程			
9	三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程	（病 院 事 業 庁）	5
告 示			
478	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	（長 寿 介 護 課）	6
479	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（ 同 ）	6
480	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（ 同 ）	6
481	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（ 同 ）	6
482	在宅医療及び介護予防に関する県民アンケート調査の実施	（ 同 ）	7
483	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	（障 が い 福 祉 課）	7
484	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（ 同 ）	7
485	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	（ 同 ）	7
486	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（治 山 林 道 課）	8
487	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	8
488	同伴	（ 同 ）	9
489	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（ 同 ）	11
490	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道 路 管 理 課）	13
491	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	14
公 安 委 告 示			
85	警備員指導教育責任者講習の実施	（公 安 委 員 会）	14
86	少年指導委員の委嘱	（ 同 ）	16
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	（公 共 用 地 課）	16
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	（出 納 局）	17

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年七月十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。
第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（条例第十条第七項第二号に規定する人事委員会規則で定める者）

第十二条の四 条例第十条第七項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十条第七項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

様式第二中

「

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			特定職種 受講手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日	寄宿手当	通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
			寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日

を

「

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日	寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日	

に改める。

様式第二の一中

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			特定職種 受講手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
			寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日

を

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日

に改める。

様式第11の八中「に、安定所」の次に「、地方公共団体」を挿入する。

様式第11の九中

乗車（船）の場所	を	乗車（船）の場所 （ 出発 空港 ）	と	下車（船）の場所	を	下車（船）の場所 （ 到着 空港 ）	と
----------	---	-----------------------	---	----------	---	-----------------------	---

※船賃	を	※船賃 及び航空賃	に改める。
-----	---	--------------	-------

様式第11の十中

船 賃	を	船 賃 及び航空賃	に改める。
-----	---	--------------	-------

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

人 事 委 規 則
教 育 委 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年七月十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第六号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四を第十一条の五とし、第十一条の三の次に次の一条を加える。

（条例第十条第七項第二号に規定する規則で定める者）

第十一条の四 条例第十条第七項第二号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
 - 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
 - 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第十条第七項第二号ロに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

第十一号様式の二中

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		特定職種 受講手当	月額	円	支給開始 年 月 日
		通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日	
		寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日	
年 月 日 三重県教育委員会 印						

（A列4版）

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
		寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日	
年 月 日 三重県教育委員会 印						

（A列4番）

第十一号様式の三（裏面）中

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額 円	支給開始 年 月 日
			特定職種 受講手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日	技能習得手当	通所手当	月額 円	支給開始 年 月 日
			寄宿手当	月額 円	支給開始 年 月 日

(A列4版) 」

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額 円	支給開始 年 月 日
			通所手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日	寄宿手当	月額 円	支給開始 年 月 日	

(A列4番) 」

第十一号様式の九号「に、安定所」の次に「、地方公共団体」を挿入し「(A列4版)」を「(A列4番)」に改める。

第十一号様式の十号

乗車(船)の場所	を	乗車(船)の場所 (出 発 空 港)	に	下車(船)の場所	を	下車(船)の場所 (到 着 空 港)	に
----------	---	-------------------------	---	----------	---	-------------------------	---

※船賃	を	※船賃 及び航空賃	に	「(A列4版)」を「(A列4番)」に改める。
-----	---	--------------	---	------------------------

第十一号様式の十一号

船 賃	を	船 賃 及び航空賃	に改める。
-----	---	--------------	-------

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年七月十四日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第九号

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁組織規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
 第七条第一項の養班長代理の項の次に次のように加える。

参事	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
----	---------------------

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁組織規程の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 478 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入所定員
2471301248	特別養護老人ホーム グランツァ	名張市美旗中村 1417 番地 2	社会福祉法人 名張育成会	名張市美旗中村 2326 番地	平成 29 年 7 月 1 日	60

三重県告示第 479 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの種類
2412205185	通所リハビリテーション コスモス	三重県三重郡菰野町 宿野神明田 432 番地	医療法人社団 プログレス	平成 29 年 4 月 30 日	通所リハビリテーション

三重県告示第 480 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの種類
2470505260	居宅介護支援事業所いこいのいずみ	津市寿町 8 番 18 号	特定非営利活動法人 21 健康生きがいネットワーク	平成 29 年 6 月 30 日	居宅介護支援

三重県告示第 481 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの種類
-----------	--------	---------	------	-----------	---------

2412205185	介護予防通所リハビリテーション コスモス	三重郡菰野町宿野神明田 432 番地	医療法人社団 プログレス	平成 29 年 4 月 30 日	介護予防通所リハビリテーション
2470505278	いこいのいずみデイサービスセンター	津市寿町 8 番 18 号	特定非営利活動法人 21 健康生きがいネットワーク	平成 29 年 6 月 30 日	介護予防通所介護

三重県告示第 482 号

在宅医療及び介護予防に関する県民意識アンケート調査を次のとおり実施します。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

県民が在宅医療及び介護予防に対してどのような思い・考えを持っているかを把握することで、今後の在宅医療及び介護予防のあり方、三重県保健医療計画（第 6 次改訂）並びに第 7 期三重県介護保険事業支援計画の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の期間

平成 29 年 7 月 14 日（金）から同月 31 日（月）まで（18 日間）

3 調査対象者

平成 29 年 6 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 40 歳以上の県民 3,000 人

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 在宅医療に関する理解度
- (2) 在宅医療を受けることについての意識
- (3) 介護予防に関する理解度

三重県告示第 483 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2412830289	株式会社ゆうゆう	度会郡大紀町滝原 474-2	ゆうゆうヘルパーステーション	度会郡大紀町柏野 1170	重度訪問介護	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 484 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
病院	三重県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町 340 番 5	整形外科	整形外科に関する医療	平成 29 年 6 月 1 日
薬局	コスモス薬局 津城山店	津市城山 3 丁目 4 番 26 号		薬局	平成 29 年 7 月 1 日

三重県告示第 485 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定によ

り、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
病院	三重県立草の実リハビリテーションセンター	津市城山 1 丁目 29 番 25 号	整形外科	整形外科に関する医療	平成 29 年 5 月 31 日

三重県告示第 486 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 487 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス大矢知店
四日市市大矢知町字八幡 1014 番 4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	宇野 正晃

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	宇野 正晃

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 30 年 3 月 5 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,705 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	62 台	縦覧による
合 計	62 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	26 台	縦覧による
合 計	26 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	32 m ²	縦覧による
合 計	32 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

平成 29 年 7 月 4 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 7 月 14 日から同年 11 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 488 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年7月14日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス東町店

名張市東町 1749-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	宇野 正晃

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	宇野 正晃

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年2月22日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,674 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	68台	縦覧による
合 計	68台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	22台	縦覧による
合 計	22台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	32 m ²	縦覧による
合 計	32 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

平成29年6月21日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成29年7月14日から同年11月14日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第489号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年7月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン津ショッピングセンター

津市桜橋三丁目446番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡崎 双一
株式会社伊藤陶器	鈴鹿市飯野寺家町311番地の1	伊藤 明
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水67番地3	川澄 幸司
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦
有限会社好古堂	津市稲葉町460番地の2	小久保 幸道
株式会社時季	津市高茶屋一丁目38番6号	小貝 政信
有限会社中島化粧品	津市丸之内29番18号	中島 秀徳
有限会社浜よし水産	松阪市大平尾町821-15	小浜 義晴
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子本町14番7号	廣森 重孝
株式会社別所書店	津市本町32番35号	別所 信啓
クリアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番地11号	山口 義貴
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒田町296番地5	渥美 健治
株式会社キタムラ	高知県高知市本町4丁目1番16号	北村 正志
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾弥二丁目4番5号	奥野 雅紀
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中熱田区尾頭町2番14号	小鹿 孝匡

株式会社スギノ	鈴鹿市白子本町 14 番 6 号	杉野 晋一
西村 光治	津市半田 877 番地 54	—
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目九番三号	山口 浩一
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2 番 1 号	吉竹 英典
ユニバーサルビジョン株式会社	愛知県小牧市中央 4-142	山下 和宏
有限会社かわむらや	岐阜県海津市海津町高須 737 番地の 1	河村 真吾
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9 番 38 号	滝川 和彦
株式会社ペグプレジール	愛知県名古屋市中村区井深町 10 番 28 号	竹内 新一郎
株式会社ZENトレーディングカンパニー	津市広明町 352 番地の 4	中嶋 健
角谷 博	鈴鹿市白子一丁目 5 番 17 号	—
有限会社木村通商	志摩市阿児町鶴方 3454 番地 10	木村 潤造
岡田 一彦	鈴鹿市中旭が丘三丁目 10 番 30 号	—
栗田 司	四日市市楠町本郷 1289 番地 7	—
株式会社グレイマジック	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目 1 番 11 号	藤井 重雄
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	小田 保則
株式会社ピースブリアコーポレーション	四日市市伊倉一丁目 1 番 53 号 503	廣田 清美
株式会社キング	京都府京都市下京区東小路高倉町 2 番の 1	山田 幸雄
森田 尚美	津市東丸之内 3 番 8 号	—
株式会社ウィックス	大阪府大阪市都島区都島北通 1-9-23	上堀 勝也
株式会社D i o n e J a p a n	鈴鹿市鈴鹿ハイツ 38 番 1 号	矢田 勝士
株式会社エル・ウィッシュ	桑名市長島町大倉 1 番地の 28	佐藤 貞朗
株式会社プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜一丁目 9 番 9 号	松尾 正司
株式会社ホットランド	宮城県石巻市大街道北一丁目 1 番 16 号	佐瀬 守男
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8	赤塚 保正
有限会社ピネード	津市島崎町 284 番地	松林 久雄
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2-38	河合 宏光

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	岡崎 双一
株式会社伊藤陶器	鈴鹿市飯野寺家町 311 番地の 1	伊藤 明
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
有限会社好古堂	津市稲葉町 460 番地の 2	小久保 幸道
株式会社時季	津市高茶屋一丁目 38 番 6 号	小貝 政信
有限会社中島化粧品	津市丸之内 29 番 18 号	中島 秀徳
有限会社浜よし水産	松阪市大平尾町 433 番地 1	小浜 義晴
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子本町 14 番 7 号	廣森 重孝
株式会社別所書店	津市本町 32 番 35 号	別所 信啓
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒田町 296 番地 5	渥美 健治
株式会社キタムラ	高知県高知市本町 4 丁目 1 番 16 号	北村 正志
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾弥二丁目 4 番 5 号	奥野 雅紀
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中熱田区尾頭町 2 番 14 号	小鹿 孝匡
株式会社スギノ	鈴鹿市白子本町 14 番 6 号	杉野 晋一

西村 光治	津市半田 877 番地 54	—
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目九番 3 号	山口 浩一
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2 番 1 号	吉竹 英典
ユニバーサルビジョン株式会社	愛知県小牧市中央 4 丁目 142 番地	山下 和宏
有限会社かわむらや	岐阜県海津市海津町高須 737 番地の 1	河村 真吾
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9 番 38 号	滝川 和彦
株式会社ZENトレーディングカンパニー	津市広明町 352 番地の 4	中嶋 健
有限会社木村通商	志摩市阿児町鶴方 3454 番地 10	木村 潤造
岡田 一彦	鈴鹿市中旭が丘三丁目 10 番 30 号	—
栗田 司	四日市市楠町本郷 1289 番地 7	—
株式会社グレイマジック	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目 1 番 11 号	藤井 重雄
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	吉田 馨
株式会社キング	京都府京都市下京区東小路高倉町 2 番の 1	山田 幸雄
森田 尚美	津市東丸之内 3 番 8 号	—
株式会社D i o n e J a p a n	鈴鹿市鈴鹿ハイツ 38 番 1 号	矢田 勝士
株式会社エル・ウィッシュ	桑名市長島町大倉 1 番地の 28	佐藤 貞朗
株式会社ALLO	大阪府大阪市中央区南船場三丁目 10 番 3 号	矢野 博丈
株式会社ホットランド	宮城県石巻市大街道北一丁目 1 番 16 号	佐瀬 守男
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8 番地	赤塚 保正
有限会社ピネード	津市島崎町 284 番地	田島 慎也
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	白戸 孝
株式会社ジュエリー彩生	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 30 日

4 変更理由

小売業者の入退店による小売業者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

平成 29 年 6 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 7 月 14 日から同年 11 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 490 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	メートル	延長	メートル
-----	------	-------	------	----	------

鈴鹿市大久保町字流込 1714 番 2 地先 から 鈴鹿市大久保町字釘貫 441 番 3 地先 まで	旧	8.70~10.00	132.90
	旧新	6.00~6.05	107.30

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市徳田町字間瀬口 650 番 2 地先 から 鈴鹿市五祝町字蔵久 114 番 1 地先 まで	新	12.50~55.80	1,760.00

三重県告示第 491 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中井浦九鬼線	尾鷲市大字行野浦字揚ノ谷 101 番 8 から 尾鷲市大字行野浦字揚ノ谷 100 番 1 まで	平成 29 年 7 月 25 日

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 85 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 2 条の規定により告示します。
 平成 29 年 7 月 14 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

1 実施する講習

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	受講定員
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	平成 29 年 8 月 23 日（水）から同月 31 日（木）までのうち、三重県の休日等を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる休日及び実施施設の休館日に当たる火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く 6 日間	30 人
	追加取得講習	平成 29 年 8 月 28 日（月）から同月 31 日（木）までのうち休日等を除く 3 日間	20 人
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」といいます。）	新規取得講習	平成 29 年 10 月 4 日（水）から同月 13 日（金）までのうち休日等を除く 6 日間	30 人
	追加取得講習	平成 29 年 10 月 11 日（水）から同月 13 日（金）までの 3 日間	20 人

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	平成 29 年 11 月 8 日（水）から同月 17 日（金）までのうち休日等を除く 7 日間	30 人
	追加取得講習	平成 29 年 11 月 13 日（月）から同月 17 日（金）までのうち休日等を除く 4 日間	20 人

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

ア 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」といいます。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとしてします。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
雑踏・交通誘導警備業務	平成 29 年 7 月 25 日（火）から同月 28 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
運搬警備業務	平成 29 年 9 月 5 日（火）から同月 8 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
施設警備業務	平成 29 年 10 月 10 日（火）から同月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送による申込みは受け付けておりません。

(3) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各 1 通提出してください。

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）を貼付したもの）

イ 3 の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

- 3(1)イに掲げる合格証明書の写し
- (ウ) 3(1)ウに該当する者
3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 3(1)エに該当する者
3(1)エに掲げる1級の検定に係る合格証の写し
- (オ) 3(1)オに該当する者
3(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円
運搬警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円
施設警備業務	新規取得講習	47,000 円
	追加取得講習	23,000 円

講習手数料は、三重県収入証紙により講習受講申込書の提出時に納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習受付時間

- (1) 新規取得講習
新規取得講習の受付時間は、講習初日の午前8時45分から午前9時までとします。
- (2) 追加取得講習
追加取得講習の受付時間は、講習初日の午後0時45分から午後0時55分までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市栄町2丁目18番2号所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。
- (2) 受講者は、筆記用具を持参してください。
- (3) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

三重県公安委員会告示第 86 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり少年指導委員を平成 29 年 5 月 29 日委嘱しました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
野 林 恵利子	松阪警察署生活安全課 電話番号0598-53-0110	松阪警察署管轄区域

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 6 月 26 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡紀宝町浅里

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年7月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成29年6月13日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市桜橋2丁目149番地
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 大西 秀隆 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 869,682,000円
契約金額 869,682,000円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成29年4月4日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
